

函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）

および

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要

## 1 条例改正の趣旨

介護保険法の一部が改正され，平成28年4月1日より定員18人以下の通所介護が地域密着型通所介護となり，国の「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準」および「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が一部改正となりました。また，国の基準の一部改正の中で，療養通所介護が居宅サービスから地域密着型サービスに変更となったほか，認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護における地域との連携等中に運営推進会議の設置が規定されることとなったことから，本市の条例を一部改正することとなりました。

改正にあたっては，国の基準を十分参照したうえで，本市の実情や特性を十分考慮します。

## 2 条例へ委任される現行の基準と本市の考え方

### (1) 条例への委任方法（法令上の制約）

条例の制定にあたっては，国が示す省令を参照して，地域の実情に応じて基準を制定することとされ，その基準は，国が示す省令で「従うべき基準」，「標準」，および「参酌すべき基準」のいずれかによって，市独自の内容とできるかどうか定められています。

基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

区分	従うべき基準	標準とすべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
	条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲でなければならない。	条例の内容は、法令の「参酌すべき基準」を十分参照したうえで、判断しなければならない。
条例で異なるものを定めることの許容の程度	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。	「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。	「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

(2) 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（地域密着型通所介護・療養通所介護分）

市条例案概要	条例への委任の方法	本市条例の考え方
非常災害対策(第60条の15, 第60条の38において準用)	参酌すべき基準	社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然災害を想定した非常災害対策の実施について、明文化します。
記録の整備(第60条の19, 第60条の37)	参酌すべき基準	介護報酬返還等の公法上の請求権の消滅時効が5年間であることから、利用者に対するサービス提供に関する記録書類の保存期間を5年間とします。
基本方針(第60条の2, 第60条の22)	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは
従業者の員数(第60条の3, 第60条の23)	従うべき基準	

管理者(第60条の4, 第60条の24)	従うべき基準	は上回る基準とすべき事情や特性はないと判断することから, 同内容の基準を条例において定めることとします。
設備および備品等(第60条の5, 第60条の26)	参酌すべき基準 (第60条の26第1項(専用部屋に係る部分に限る。)および第2項は従うべき基準)	
心身の状況等の把握(第60条の6, 第60条の28)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第60条の7, 第60条の38において準用(第3項第2号を除く))	参酌すべき基準	
指定地域密着型通所介護の基本取扱方針(第60条の8, 第60条の38において準用)	参酌すべき基準	
指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針(第60条の9)	参酌すべき基準	
地域密着型通所介護計画の作成(第60条の10)	参酌すべき基準	
管理者の責務(第60条の11, 第60条の33)	参酌すべき基準	
運営規程(第60条の12, 第60条の34)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第60条の13, 第60条の38において準用)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第60条の14, 第60条の38において準用)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第60条の16, 第60条の38において準用)	参酌すべき基準	
地域との連携等(第60条の17, 第60条の38において準用)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応(第60条の18, 第60条の38において準用)	従うべき基準	
内容および手続の説明および同意(第60条の20(第10条を準用), 第60条の27)	参酌すべき基準 (第1項は従う	

	べき基準)	
提供拒否の禁止 (第60条の20・第60条の38 (第11条を準用) )	従うべき基準	
サービス提供困難時の対応 (第60条の20・第60条の38 (第12条を準用) )	参酌すべき基準	
受給資格等の確認 (第60条の20・第60条の38 (第13条を準用) )	参酌すべき基準	
要介護認定の申請に係る援助 (第60条の20・第60条の38 (第14条を準用) )	参酌すべき基準	
指定居宅介護支援事業者との連携 (第60条の20 (第16条を準用) , 第60条の29)	参酌すべき基準	
法定代理受領サービスの提供を受ける ための援助(第60条の20・第60条の38 (第17条を準用) )	参酌すべき基準	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 (第60条の20・第60条の38 (第18条を準用) )	参酌すべき基準	
居宅サービス計画等の変更の援助 (第60条の20・第60条の38 (第19条を準用) )	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録 (第60条の20・第60条の38 (第21条を準用) )	参酌すべき基準	
保険給付の請求のための証明書の交付 (第60条の20・第60条の38 (第23条を準用) )	参酌すべき基準	
利用者に関する市への通知 (第60条の20・第60条の38 (第29条を準用) )	参酌すべき基準	
掲示(第60条の20・第60条の38 (第35条を準用) )	参酌すべき基準	
秘密保持等(第60条の20・第60条の38 (第36条を準用) )	従うべき基準	
広告(第60条の20・第60条の38 (第37条を準用) )	参酌すべき基準	
指定居宅介護支援事業者に対する利益供与 の禁止(第60条の20・第60条の38	参酌すべき基準	

(第38条を準用) )		
苦情処理(第60条の20・第60条の38 (第39条を準用) )	参酌すべき基準	
会計の区分(第60条の20・第60条の38 (第42条を準用) )	参酌すべき基準	
緊急時等の対応 (第60条の20 (第54条を準用) , 第60条の32)	参酌すべき基準	
この節の趣旨 (療養通所介護) (第60条の21)	参酌すべき基準	
利用定員 (療養通所介護) (第60条の25)	標準とすべき 基準	
指定療養通所介護の具体的取扱方針 (第60条の30)	参酌すべき基準	
療養通所介護計画の作成(第60条の31)	参酌すべき基準	
緊急時対応医療機関 (療養通所介護) (第60条の35)	参酌すべき基準	
安全・サービス提供管理委員会の設置 (療養通所介護) (第60条の36)	参酌すべき基準	

(3) 函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（認知症対応型通所介護分）

市条例案概要	条例への委任の方法	本市条例の考え方
地域との連携等 (第109条 (第60条の17を準用) )	参酌すべき基準	本市の実情に，国の基準と異なる，あるいは上回る基準とすべき事情や特性はないと判断することから，同内容の基準を条例において定めることとします。

(4) 函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準等を定める条例（介護予防認知症対応型通所介護分）

市条例案概要	条例への委任の方法	本市条例の考え方
地域との連携等(第40条)	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情や特性はないと判断することから、同内容の基準を条例において定めることとします。

3 施行日 平成28年4月1日を予定